

地方スポーツ振興費補助金交付要綱

昭和 6 0 年 4 月 5 日
文 部 大 臣 裁 定
最終改正 平成 3 0 年 1 月 3 0 日

(通則)

第 1 条 地方スポーツ振興費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の規定に基づき、地方公共団体が行うスポーツを振興するための事業に要する経費の一部を国が補助し、もって我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第 3 条 スポーツ庁長官（以下「長官」という。）は、別記 1 から別記 4 までに掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別記 1 から別記 4 までに掲げる補助実施要領の定めるところによる。

(申請手続)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による交付申請書を長官に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 5 条 長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式 2 による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書がスポーツ庁に到達してから 3 0 日とする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに附した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内にその旨を記載した書面を長官に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第 7 条 補助事業者は、補助対象経費の額を変更しようとするとき又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式 3 による計画変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各事業ごとの補助金の額に影響を及ぼさない範囲内で、各事業ごとの補助対象経費の 20 % 以内の額によって経費の配分を変更する場合についてはこの限りではない。

2 長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式 4 による中止（廃止）承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 9 条 補助事業は、毎年度当該年度末までに完了しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式 5 による遅延報告書を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について長官の要求があったときは、速やかに様式 6 による状況報告書を長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 7 による実績報告書を長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式8による額の確定通知書を補助事業者に送付する。
- 2 長官が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、長官はその超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 長官は、第8条による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 長官は、第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第16条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ長官の承認を得なければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式9による調書を作成しておかなければならない。

(経過措置)

第19条 この要綱は、平成26年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成25年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 平成27年2月27日）

第1条 この要綱は、平成27年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成26年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 平成27年10月1日）

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附則（改正 平成29年2月20日）

第1条 この要綱は、平成29年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成

28年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 平成30年1月30日）

第1条 この要綱は、平成30年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成29年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

様式 1

番
平成 年 月 号
日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金交付申請書

平成 年度地方スポーツ振興費補助金として、下記金額を交付して下さるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

（経費の配分表）

事業名	補助事業に要する 経費（総経費）	補助対象経費	補助金の額
1. 中学校・高等学校スポーツ 活動振興事業	円	円	円
2. 国民体育大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会 開催事業			
4. スポーツによる地域活性化 推進事業			
計			

（注）「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

添付書類

- （１）事業計画書
- （２）議決予算書の写

（注）議決されていないときは、近く議決される旨の確約書（この場合は、議決あり次第歳出予算書の写に議決証明を付して後送のこと。）

様式 2

番 号

平成 年度地方スポーツ振興費補助金交付決定通知書

補助事業者名

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度地方スポーツ振興費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

スポーツ庁長官

印

記

1. この補助金の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度地方スポーツ振興費補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費及び補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

(内訳)

事業名	補助事業に要する 経費（総経費）	補助対象経費	補助金の額
1. 中学校・高等学校スポーツ 活動振興事業	円	円	円
2. 国民体育大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会 開催事業			
4. スポーツによる地域活性化 推進事業			

3. 補助金の確定額は「別表」のとおりとする。
4. 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地方スポーツ振興費補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。
5. 補助事業の終了に当たり、補助事業により得た収入の額が補助事業に要した経費の額を超過した場合は、その差額（補助金の額を限度とする。）を国に納付させることがある。

「別表」

事業名	確定額
1. 中学校・高等学校スポーツ 活動振興事業	補助対象経費の実支出額と補助金の額とのいずれか 低い額とする。
2. 国民体育大会開催事業	〃
3. 全国障害者スポーツ大会 開催事業	〃
4. スポーツによる地域活性化 推進事業	〃

様式 3

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金に係る
補助事業計画変更承認申請書

このことについて下記理由により、補助事業の内容を変更したいので承認願いたく申請します。

記

1. 理 由

2. 変更後の事業費

(1) 当初交付決定額	金	円
(2) 変更後交付申請額	金	円
(3) 今回変更額	金	円

(経費の配分表)

事 業 名	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金の額	
	変 更 前	変 更 後	変更前	変更後	変更前	変更後
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業						
2. 国民体育大会開催事業						
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業						
4. スポーツによる地域活性化推進事業						
計						

(注1) 「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

(注2) 変更後の事業計画書を添付すること。

様式 4

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

このことについて下記理由により，補助事業を中止（廃止）したいので承認願いたく
申請します。

記

理 由

様式 5

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金に係る
補助事業遅延報告書

このことについて下記理由により，補助事業が遅延し補助事業の遂行が困難となりましたので報告します。

記

理 由

様式 6

番 号
平成 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金に係る
補助事業状況報告書

このことについて下記のとおり報告します。

記

事業実施率		事業者支出率			備考
〔着手〕 平成 年 月 日	現在までの進捗率	総事業費 A	現在までの支出額 B	B／A	
〔終了予定〕 平成 年 月 日	%	円	円	%	

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名（記名押印又は署名）

平成 年度地方スポーツ振興費補助金実績報告書

このことについて事業が終了したので、別紙関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（収 入）

事業名	補助事業に要した経費			
	補助金の額	補助事業者負担額	その他	計
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業				
2. 国民体育大会開催事業				
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業				
4. スポーツによる地域活性化推進事業				
計				

（注）「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

（支 出）

事業名	補助事業に要した経費		
	補助対象経費	補助対象外経費	計
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業			
2. 国民体育大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業			
4. スポーツによる地域活性化推進事業			
計			

添付書類 別紙

様式 8

番 号

平成 年度地方スポーツ振興費補助金の額の確定通知書

補助事業者名

平成 年度地方スポーツ振興費補助金の額を，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定に基づき，下記のとおり確定する。

平成 年 月 日

スポーツ庁長官 印

記

確 定 額 金 円

様式 9

地 方 ス ポ ー ツ 振 興 費 補 助 金 調 書

平成 年度
スポーツ庁所管

(補 助 事 業 者 名)

国			地 方 公 共 団 体										備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決定額	補 助 率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補助金 相 当 額	支出 済額	うち国庫補助金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち国庫補助金 相 当 額	
(組織) ス ポ ー ツ 庁	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
(項) ス ポ ー ツ 振 興 費													
(目) 地方スポーツ振興費補助金 (事 業 名)													

記入要領

1. 地方公共団体の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
2. 予算現額は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、流用増△減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 備考は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別記 1

中学校・高等学校スポーツ活動振興事業補助実施要領

1. 目的

全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって中学校及び高等学校のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

(1) 全国中学校体育大会開催事業

(2) 全国高等学校総合体育大会開催事業

(上記(1)，(2)の大会において、補助金交付の対象とする種目は、スポーツ庁長官が認めたものとし、1種目1回とする。種目ごとの開催時期は異なっても差し支えない。)

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

諸謝金（競技役員等の謝金に限る。），旅費（選手旅費は除く。），褒賞費，消耗品費，賃金，印刷製本費，通信運搬費，借料及び損料，会議費

5. 補助金の額

定 額（ただし、2に掲げる事業ごとに都道府県負担金と同額以内で、補助事業の総事業費から都道府県負担金及びその他の収入を差し引いた残額を補助限度とする。）

別記 2

国民体育大会開催事業補助実施要領

1. 目的

国民体育大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

国民体育大会開催事業（本大会、冬季大会）

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

式典及び競技運営に直接必要な経費

5. 補助金の額

定 額

別記 3

全国障害者スポーツ大会開催事業補助実施要領

1. 目的

全国障害者スポーツ大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって我が国の障害者スポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

全国障害者スポーツ大会開催事業

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

式典及び競技運営に直接必要な経費

5. 補助金の額

定 額

別記 4

スポーツによる地域活性化推進事業補助実施要領

1. 目的

地方自治体が実施するスポーツを通じた健康増進及びスポーツを観光資源とした地域活性化の取組等に要する経費の一部を国が補助し、もってスポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

2. 補助対象事業

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

域内のスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能とするために行う、行政内、民間企業、スポーツ団体等から構成する実行委員会等の開催及び運動・スポーツへの興味・関心を継続させる取組

(2) スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

地域スポーツコミッションの活動を通じたスポーツ合宿・キャンプ誘致、スポーツアクティビティ創出等によるまちづくり・地域活性化の取組

3. 補助対象事業者

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

(2) スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

4. 補助対象経費

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

諸謝金，旅費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，借料及び損料，雑役務費，会議費

(2) スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

諸謝金，旅費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，借料及び損料，雑役務費，会議費，賃金

5. 補助金の額

定 額